

小規模事業者経営改善資金 利子補給金のご案内

印西市では、小規模事業者の経営の安定及び資金調達の円滑化を図るため、(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金による融資を受けた市内の小規模事業者の方を対象に利子補給を行います！

1.対象となる融資

(株)日本政策金融公庫松戸支店から受けた小規模事業者経営改善資金(マル経融資制度)による融資

2.対象者

平成29年4月1日以降に当該資金融資の実行を受けたもので下記の要件を満たしていること

- (1)市内に事業所を有し、登録の届出の際に1年以上継続して同一事業を営んでいる者であること
- (2)個人事業主にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること
- (3)市税を完納している者であること
- (4)印西市商工会の経営指導を受けている者であること

3.利子補給率等

・融資年利率から年1パーセントを減じた率(ただし、年2パーセントを限度)とします。

※遅延や返済条件変更に伴い増加した利息は対象外となります。

・利子補給の対象となる融資の額は、2,000万円を限度とします。

4.対象期間

・1月1日から12月31日までの期間に支払った利子に対して補給します。

(融資初年度は融資日から12月31日までに支払った利子)

・利子補給を受けることができる期間は最大で5年間です。

※利子補給期間中に借換を行った場合、借換後の融資は対象外となります。

5.利子補給を停止する場合

・市外移転、事業の中止・廃業、長期の遅延など

※上記の要件にあてはまった場合、その後の利子補給は停止となります。

6.利子補給金交付のスケジュール

・裏面をご覧ください。

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の概要及び融資利率は下記の(株)日本政策金融公庫のHPをご覧ください。

概要…https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

利率…<https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html>

お問い合わせ

印西市役所 環境経済部 経済振興課

TEL 0476-42-5111 直通 0476-33-4483

アドレス syoukanka@city.inzai.chiba.jp



利子補給金交付のスケジュール



①融資申込

・日本政策金融公庫へ融資申込をします。

②融資実行

・日本政策金融公庫より資金が振り込まれます。

③利子補給金登録

・融資実行日から1ヶ月以内に印西市商工会を經由して「利子補給金登録届」及び添付書類を市に提出します。(添付書類…日本政策金融公庫松戸支店が発行する返済予定表、印西市商工会に提出をした借入推薦依頼書及び添付書類の写し、印西市商工会に提出をした市税の納税に関する書類等の写し)

④利子補給金交付申請

・毎年1月末までに印西市商工会を經由して「利子補給金交付申請書」及び添付書類を市に提出します。(添付書類…日本政策金融公庫松戸支店が発行する支払済証明書、個人事業主にあつては住民票、法人にあつては住所証明書、市税納税証明書、その他市長が必要と認める書類)

⑤利子補給金交付決定

・交付申請書の受理後、市は内容を審査し、可否を「利子補給金交付決定(却下)通知書」により事業者へ通知します。

⑥利子補給金交付請求

・交付の決定を受けた事業者は「利子補給金交付請求書」を直接、市に提出します。

⑦利子補給金交付振込

・交付請求書の受理後、市から事業者へ利子補給金の振込をします。

※2年目以降は、④～⑦の手続きを行なっていただきます。

本制度は予算に限りがあります。予算額に達した場合は、対象者であっても利子補給を受けることができません。